

総 行 福 第 8 号

令 和 7 年 1 月 30 日

地方公務員共済組合連合会理事長 殿

総務省自治行政局公務員部福利課長

(公 印 省 略)

令和7年度における地方公務員共済組合の事業運営について

標記の件について、別添のとおり関係地方公務員共済組合理事長あて通知したところですが、令和7年度における貴連合会の事業運営についても、当該通知の別紙記載事項に留意の上、適切に執行されるようお願いいたします。

(別添)

総 行 福 第 8 号

令 和 7 年 1 月 30 日

地 方 職 員 共 済 組 合 理 事 長
(地方共済事務局及び団体共済部扱い)
東 京 都 職 員 共 済 組 合 理 事 長
各 指 定 都 市 職 員 共 済 組 合 理 事 長

} 殿

総務省自治行政局公務員部福利課長

(公 印 省 略)

令和7年度における地方公務員共済組合の事業運営について

令和7年度における貴組合の事業運営については、別紙記載事項に留意の上、適正に執行されるようお願いいたします。

(別紙)

第 1 事業運営に関する一般的事項

- 1 (1) 地方公務員共済組合（以下「共済組合」という。）の業務の運営に当たっては、事務処理の合理化、職員の適正配置等により組織の簡素化を図ること。また、その組織の規模、構成等を勘案して適正な人事管理及び昇進管理を行うとともに、職員研修を一層充実し、職員の意識の向上及び職場の活性化を図ること等により、効率的な業務の執行体制を確保すること。
- (2) 国においては「国の行政機関の機構・定員管理に関する方針」（平成 26 年 7 月 25 日閣議決定）に基づき、新規増員の抑制を図りつつ、必要な場合には増員要求を行うこととするなど、行政機関の機構及び定員を厳格に管理している。また、地方公共団体においては、「地方公務員の給与改定等に関する取扱いについて」（令和 6 年 11 月 29 日総行給第 97 号、総行公第 100 号、総行女第 30 号総務副大臣通知）に基づき、行政の合理化、能率化を図り、地域の実情を踏まえつつ、適正な定員管理の推進に取り組んでいる。共済組合においては、これらを勘案して、引き続き徹底した業務の見直しや効率化を図るとともに、共済組合を取り巻く課題に的確に対応できるよう、職員の年齢構成や退職者数を見通した上で、計画的かつ適正な定員管理の推進に取り組むこと。
- 2 (1) 職員の給与及び諸手当（退職手当を含む。）については、国家公務員の給与等の取扱い及び共済組合を組織する地方公共団体の職員の給与等の取扱いを勘案して適正に措置すること。このうち、国家公務員の諸手当においては、令和 7 年度から地域手当の支給地域及び級地区分・支給割合が見直されるほか、寒冷地手当の支給地域、扶養手当の支給額等において見直しがなされるので留意すること。

なお、施設職員の給与については、従事する業務の内容に応じて、一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）別表に定める行政職俸給表（二）に相当する給料表を適用すること。
- (2) 職員の勤務時間及び休暇等の勤務条件については、国家公務員の勤務条件の取扱い及び共済組合を組織する地方公共団体の職員の勤務条件の取扱いを勘案して適正に措置すること。このうち、国家公務員の旅費においては、令和 7 年度から宿泊料はこれまでの定額支給方式

から上限付きの実費支給方式となり、名称も宿泊費に変更されるほか、日当は宿泊を伴う旅行に限って支給されることとされ、名称も宿泊手当に変更されるなど、旅費の計算方法等に関して見直しが行われるので留意すること。

- 3 (1) 働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）により定められた長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態に関わらない公正な待遇の確保等のための措置について、共済組合においても適切に対応すること。

- (2) 「過労死等の防止のための対策に関する大綱」（令和3年7月30日閣議決定）において、事業主は、国が行う対策に協力するとともに、労働者を雇用する者として責任をもって過労死等の防止のための対策に取り組むこととされている。共済組合においては、このことを踏まえ、適切に対応すること。

- (3) 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）等において、事業主にパワーハラスメント防止のための雇用管理上の措置及びセクシュアルハラスメント等の防止対策の強化等の措置を講ずることが求められている。共済組合においては、「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」（令和2年厚生労働省告示第5号）等も踏まえ、適切に対応すること。

- (4) 「こども未来戦略」（令和5年12月22日閣議決定）においては、男性の育児休業取得率について、2025年までに、国・地方の公務員（一般職・一般行政部門常勤。以下同じ。）における1週間以上の取得率を85%、民間企業における取得率を50%、2030年までに、国・地方の公務員における2週間以上の取得率を85%、民間企業における取得率を85%とする目標の引き上げが行われた。

また、「第5次男女共同参画基本計画」（令和5年12月26日一部変更閣議決定）においては、女性の登用について、2025年度末までに、都道府県（市町村）の本庁係長相当職に占める女性の割合を30%（40%）、都道府県（市町村）の本庁課長相当職に占める女性の割合を16%（22%）、民間企業の係長（課長）相当職に占める女性の割合を30%（18%）とする目標の達成が求められている。共済組合においては、これらを踏まえ、適切に対応すること。

(5) テレワークについては、働き方改革や業務効率化、災害や感染症発生時の機能維持等のための有効な手段となっていることから、地方公共団体におけるテレワーク導入事例や「テレワークセキュリティガイドライン（第5版）」（令和3年5月総務省策定）等を参考に、その推進に取り組むこと。

(6) 感染症発生時においても、必要な業務を継続できるよう、業務の優先順位を検討し、継続すべき業務については、組織全体として必要な業務体制を確保すること。

4 共済組合においても、能力・実績に基づく人事管理を推進する観点から、国や地方公共団体の人事評価制度・運用を参考に、共済組合の実情に応じて公正かつ客観的な人事評価制度の実施に取り組むこと。

5 (1) 共済組合の事務処理については、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）等の関係法令を遵守しつつ、共済組合を組織する地方公共団体における取組を勘案し、事務・事業の整理、民間委託、ICTの利活用、人事管理の適正化等を積極的に推進するなど、一層の経費の削減につながる事務処理を行うこと。

その際、次のことに留意すること。

① 事務用品の調達、システム開発等については、地方公務員等共済組合法等の関係法令を遵守の上、原則として、入札等の手続によること。

② ICT化によるペーパーレス化については、ICT化に係る費用と効果の関係を十分検討すること。

③ タクシー・ハイヤーについては、

ア 手荷物等の運搬の場合

イ 業務の緊急性や時間的な制約により、タクシー以外の公共の交通機関による移動では、業務に支障をきたす場合

ウ 通常用いる公共交通機関による帰宅が不可能となった場合

エ 出張の目的又は用務の内容により、タクシーを利用することが合理的である場合又は公共交通機関がなく、徒歩による移動が困難な場合

オ 健康管理上特に必要性が認められた場合

等に利用すること。

また、帳簿等を備え、利用の都度、利用日時、目的地、利用目的、利用者名等の利用状況を記録し、利用者から領収書等を提出

させ、管理すること。

- ④ 出張については、業務における必要性等を十分に検討し、必要不可欠なものに限り実施すること。

また、出張旅費については、

ア 行程等に支障のない限り、パック商品（運賃・宿泊代がセットになったもの）、割引航空券（普通航空券及び往復割引航空券を除く。）の利用を行い、利用後の航空券の半券、パック商品の領収書等を提出させ、管理

イ 日当については、国家公務員においては、名称が宿泊手当に変更され、日帰り旅行の場合は交通費以外の実費弁償の必要性が認められないため支給されず、一方で、宿泊を伴う旅行の場合は通常の勤務時と比べて夕朝食代に掛かり増しが発生すること等を踏まえ、一夜当たりの定額を支給されること等に留意

すること。

- ⑤ 会議等については、業務における必要性等を十分に検討し、必要不可欠なものに限り実施すること。

- (2) 「地球温暖化対策計画」（令和３年１０月２２日閣議決定）において、ＬＥＤ照明等の省エネルギー・脱炭素型の製品への買換え、多様で柔軟な働き方にも資するクールビズ・ウォームビズ等の身近な場面での取組等により、脱炭素型ライフスタイルへの転換が求められている。共済組合においては、これらの取組を実施するよう努めること。

- 6 (1) 職員による横領・収賄、飲酒運転、個人情報漏えい等の不祥事件を未然に防止する観点から、綱紀の肅正、服務規律の確保及び職務に係る倫理の保持について、一層の徹底を図ること。

- (2) 資金を扱う業務（年金の支払い、医療給付金の還付、資金運用、宿泊施設における売上金管理等）については、１人の職員ですべての事務を行うことのないよう、職員相互間及び管理監督者のチェック方法を再検討し、責任の所在を明確化することにより、管理体制及び運用の両面から事故防止対策を図ること。

- (3) インターネットバンキングを利用する場合には、契約者番号やパスワードを適切に管理するとともに、送金指示を行う際には、上記(1)及び(2)の趣旨等を踏まえ、支払の決定行為を適正な手続を経て行うことや複層的なチェック体制を整えること等に留意すること。

7 契約事務を含む経費の執行に当たっては、経費支出の必要性及び内容について十分な検討を行うとともに、国や地方公共団体における取扱いを参考に、疑念を招くことのないように適切なものとする。また、事務手続のより一層の透明性及び公平性を確保する観点から、法令の規定を遵守することはもとより、契約に関する諸規程に必要な改善を加えるなど、適正な対応を行うこと。

併せて、執行担当職員に対する権限の集中を避け、管理監督者の責任体制を確立するとともに、部内における相互けん制機能の発揮に努めること。

8 (1) 共済組合の個人情報の保護に関する規程は、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」（平成28年個人情報保護委員会告示第6号から第9号まで）の内容を踏まえたものとする。また、「個人情報の漏洩の防止に関する取組について」（令和6年7月8日総務省自治行政局公務員部福利課事務連絡）に基づき、個人情報の漏えいを防止するための措置を講じ、これを徹底するとともに、個人情報を取り扱う職員に対して個人情報を取り扱う事務の処理方法及び個人情報保護の重要性に関する研修の充実を図ること等を通じて個人情報の適正な管理体制を確保すること。

なお、個人情報の漏えい等の事案が発生した場合には、個人情報保護委員会並びに所管官庁及び当課に速やかにその旨を報告すること。

(2) 保険者番号及び組合員等記号・番号（以下「組合員等記号・番号等」という。）の取扱いについては、法令において、共済組合は、短期給付及び長期給付の事業並びに福祉事業又はこれらの事業に関連する事務の遂行のため必要がある場合を除き、何人に対しても、その者又はその者以外の者に係る組合員等記号・番号等を告知することを求めてはならないとされている。組合員等記号・番号等の告知を求める際には、その必要性を事前に十分に検討すること。

(3) サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）第13条の規定に基づく指定を受けた共済組合4法人については、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」（令和5年7月4日サイバーセキュリティ戦略本部決定）に基づく万全の対策を講ずるとともに、地方公務員共済組合連合会や業務委託先とも連携を強化し、情報セキュリティマネジメントシステムのPDCAサイクルを適切に実行することを通じて、組織全体の情報セキュリティ水準の維持・向上を図ること。特に情報セキュリティインシデントに関しては、

「独立行政法人等における情報セキュリティインシデント発生時の対応とその予防について」（令和２年９月２９日総務省大臣官房企画課サイバーセキュリティ・情報化推進室長通知）を踏まえ、インシデントの発生防止及び発生時の影響低減のための対策の実施、インシデントが発生した場合の当課への速やかな連絡や通信ログの取得・保存等、適切な調査や対処を可能とする対策を実施すること。

また、その他の共済組合については、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」（令和６年１０月２日総務省デジタル基盤推進室公表）等を参考とし、情報セキュリティに関する適切な対策を講ずること。

情報セキュリティを適正に確保するためには、情報セキュリティ対策の必要性と内容を職員が十分に理解していることが必要不可欠であることから、職員に対する情報セキュリティに関する研修の充実を図ること。特に、不審メールへの対処方法の周知等、職員へのセキュリティ教育を徹底すること。

- (4) ソーシャルメディアについて、共済組合の服務規程等を遵守し、上記(3)掲載のガイドライン、「総務省公式SNS等(X(旧ツイッター)、Facebook等)運用方針」（平成２５年６月１１日総務省政策評価広報課広報室公表）、「国家公務員のソーシャルメディアの私的利用に当たっての留意点」（平成２５年６月２８日総務省人事・恩給局参事官室公表）等を参考に、適切に利用を行うこと。

なお、利用に当たって多数の批判的コメントが寄せられた場合には、直ちに補足説明若しくは謝罪等の投稿を行うか又は静観等の対応を行うかを決定し、事態の解消を図ること。

- 9 (1) 国においては、首都直下地震対策特別措置法（平成２５年法律第８号）第５条第１項の規定に基づき定められた「政府業務継続計画（首都直下地震対策）」（平成２６年３月２８日閣議決定）に基づき業務継続計画の策定が求められている。また、地方公共団体においては、「地方公共団体における業務継続計画・受援計画の策定について」（令和６年３月２７日府政防第５７０号、消防災第６２号内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（防災計画担当）、消防庁国民保護・防災部防災課長通知）に基づき業務継続計画の策定が求められている。共済組合においても、国の取扱い及び共済組合を組織する地方公共団体の取扱いを勘案して、業務継続計画の策定や内容の充実に向けて検討すること。

(2) 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 34 条第 1 項の規定に基づき策定された「防災基本計画」（令和 6 年 6 月 28 日中央防災会議決定）において、国等が住民に対し、「最低 3 日間、推奨 1 週間」分の食料、飲料水の備蓄等の普及啓発を図ることとされていることにかんがみ、共済組合においては、適切な備蓄等を行うよう努めること。

10 臨時・非常勤職員に係る組合員の資格取得の手続については、引き続き所属所とも十分に連携を図り、地方公務員等共済組合法施行令（昭和 37 年政令第 352 号）第 2 条第 1 項第 5 号から第 7 号等に定められた要件を適切に適用していくこと。

11 組合員の標準報酬の決定及び改定に当たっては、当該標準報酬の額が掛金・負担金や給付額の算定に用いられることについて十分理解の上、適切に実施すること。

特に、いわゆる随時改定、育児休業等終了時改定又は産前産後休業終了時改定に係る算定基礎額の確認に当たっては、改定すべき要件を満たしているか、算定した額が著しく不当なものとなっていないかなどを確認し、適切に対応すること。

なお、一定の要件を満たす場合は、いわゆる保険者算定を行うことに留意すること。

12 (1) 共済組合が年金受給者や関係機関に送付する帳票等の様式や記載内容については、作業プロセスの中で、組織内でのチェック体制を強化し、その正確性に万全を期すこと。

(2) 給付に関する事務処理については、地方公務員等共済組合法施行規程（昭和 37 年総理府・文部省・自治省令第 1 号）（以下「施行規程」という。）第 119 条の規定等を踏まえ、各共済組合で定める標準処理期間に則り、適切に事務処理を行うこと。

13 組合員及びその被扶養者（以下「組合員等」という。）並びに年金受給者に対し、共済組合制度についての理解を深めるよう積極的に広報活動を行うこと。

併せて、共済組合制度に対する信頼を確保するため、正確かつ迅速な事務処理の実施や相談業務の充実強化等、組合員等及び年金受給者に対するサービスの一層の向上に努めること。

- 14 定年引上げを踏まえ、地方公共団体においては、60歳に達する職員に対して、60歳以後の任用、給与、退職手当の制度に関する情報提供を行うこととされていることから、共済組合においては、地方公共団体と連携し、年金制度等についての情報提供を行うこと。
- 15 共済組合以外の実施機関が発出するねんきん定期便に係る年金受給権者等からの照会内容のうち、被用者年金一元化前の共済組合制度に係るものについては、共済組合において責任を持って対応すること。
- 16 地方公共団体においては、生涯生活設計、健康保持増進等のライフプラン関連施策の計画的な推進が図られているところであるが、共済組合においても地方公共団体と協力しつつ、その推進を図ること。なお、この場合の費用については、当該事業の実施主体の役割分担、対象者の受益度等を勘案して適切に負担すること。
- また、共済組合がライフプラン関連施策を推進するに当たっては、一般財団法人地域社会ライフプラン協会との連携及び協力やその諸事業の活用等の観点にも十分留意すること。なお、地方公務員も個人型確定拠出年金に加入できることに留意すること。
- 17 個人番号を含む特定個人情報の保護については、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」（平成26年特定個人情報保護委員会告示第5号）等に基づき、適切に対応すること。
- 18 組合員等及び年金受給権者の個人番号の取得に当たっては、正確なデータ登録を行う観点から、組合員資格取得届書や裁定請求書への記載により本人から個人番号の提供を受けた上で、個人番号に誤りがないかマイナンバーカードの写し等により、厳格な本人確認を行うこと。
- また、マイナンバー登録事務を行う際には、「地方公務員共済組合のマイナンバー登録事務（医療・年金）における留意事項等について」（令和6年6月5日総行福第158号総務省自治行政局公務員部福利課長通知）に基づき、適切に対応すること。
- 19 情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携については、情報照会・提供機関として適切に対応するとともに、被扶養者の認定、年金の給付等に関する事務において積極的に活用すること。
- 20 組合員や年金受給権者からの申請・届出のオンライン化については、「規制改革実施計画」（令和4年6月7日閣議決定）、「デジタル社会の実現

に向けた重点計画」（令和５年６月９日閣議決定）等において、行政手続のオンライン化を推進するとされていることを踏まえ、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会における検討及び実施状況にも留意しつつ必要な対応を行うとともに、庁内ＬＡＮ等、既に情報セキュリティが確保されている回線を利用することが可能な場合は、電子メール等による手続の実施に積極的に取り組むこと。

- 21 共済組合が法令に基づいて行う承認申請等については、事前に必要書類の確認等を行い、遺漏のないようにすること。

また、事業報告書等の法令に基づく報告や各種統計・調査照会に係る回答データについては、組織内でのチェック体制を強化すること等により、その正確性の確保に万全を期すこと。

- 22 組合会会議録や事業及び決算に関する報告書（以下「会議録等」という。）については、共済組合のホームページに掲載するなど、組合員等が必要なときにいつでも会議録等を閲覧することができるよう環境整備に取り組むこと。

第２ 短期給付に関する事項

- 1 短期給付事業の実施に当たっては、制度改革や医療費の増嵩等の短期給付事業を取り巻く状況を把握の上、健全な事業運営の確保に努めること。

- 2 短期給付の財政状況が窮迫している共済組合が増加していることから、その健全性を確保するため、不適正な医療費を排除する観点に立ったレセプト審査の強化や、短期給付財政の安定化に資するための計画（データヘルス計画）に基づく、ＰＤＣＡサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業を実施し、総合的な医療費の適正化対策を積極的に推進すること。

- 3 「安定供給の確保を基本として、後発医薬品を適切に使用していくためのロードマップ」（令和６年９月３０日厚生労働省公表）において定められた目標の達成に向け、差額通知の発出等、ジェネリック医薬品の使用促進に引き続き取り組むこと。

併せて、共済組合の医療費の実態の関係者への周知、短期給付の財政状況の周知、適正受診のための普及活動の強化等、医療費増嵩対策を引き続き積極的に実施すること。

- 4 附加給付の給付水準等については、短期給付財政の厳しい状況等を踏ま

え、その見直しを行うとともに、他の医療保険制度との均衡を勘案して適正に定めること。

- 5 柔道整復師の施術及びはり・きゅうの施術に係る療養費の支給に関する取扱いについては、それぞれ「柔道整復師の施術に係る療養費について」（平成22年5月24日保発0524第2号厚生労働省保険局長通知）、「はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給について」（令和6年5月31日保発0531第1号厚生労働省保険局長通知）等により示されているところである。

柔道整復師の施術に係る療養費の支給にあつては総括票の添付を求めているが、はり・きゅうの施術に係る療養費の支給にあつては総括票の添付を要していない。そのため、共済組合において総括票の添付を求める場合には、共済組合と施術者との間で総括票の取扱いを協議する必要があること等に留意の上、療養費の支給事務に遺漏のないよう適切に行うこと。

- 6 東日本大震災の被災組合員等については、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）等により一部負担金の支払の免除措置等が講じられ、福島原発事故による避難指示等対象地域の一部の住民については一部負担金の免除措置が継続されているところであるが、今後の取扱いについてはその動向に注視すること。

- 7 健康保険証の利用登録がされたマイナンバーカード（以下「マイナ保険証」という。）の利用については、医療保険者による医療保険者等向け中間サーバー（以下「中間サーバー」という。）への資格情報等の正確かつ迅速な登録が極めて重要であることから、引き続き資格情報等の正確かつ迅速な登録に遺漏のないよう適切に対応すること。

このうち、施行規程第94条の2の規定に基づき、組合員から組合員資格取得届書又は被扶養者申告書（以下「資格取得届書等」という。）の届出を受けた日から5日以内に、当該届書に係る組合員又は当該申告書に係る被扶養者の資格情報等の中間サーバーへの登録を徹底すること。また、正確かつ迅速に資格情報等の登録を完了するため、所属機関に対し、確実に採用することが見込まれる者等に係る資格取得届書等について共済組合に内容の事前点検を依頼するよう積極的に働きかけを行うこと。

- 8 組合員等が安心してマイナ保険証を利用できるよう、組合員等に対し、新規資格取得・異動に係る手続の際、中間サーバーへの資格情報等の登録が完了するまでマイナ保険証による医療機関等の受診はできないこと、共済組合から資格情報等の登録が完了した旨が資格情報のお知らせ等により

通知されること等について、あらかじめ周知を行うとともに、マイナ保険証を利用できない状況にある組合員等については、切れ目なく保険診療を受けられるよう、資格確認書の申請交付及び職権交付を確実に行うこと。

マイナ保険証の利用は、自身の健康・医療データに基づく適切な医療を受けられるなどのメリットがあることから、地方公共団体と連携し、より一層の利用促進を図り周知広報の取組を充実すること。

- 9 被扶養者の認定については、地方公務員等共済組合法運用方針、「夫婦共同扶養の場合における被扶養者の認定について」（令和3年5月13日総行福第129号総務省自治行政局公務員部福利課長通知）、『「年収の壁・支援強化パッケージ」における、社会保険適用促進手当の標準報酬算定除外及び事業主の証明による被扶養者認定の円滑化の取り扱いについて』（令和5年11月1日総務省自治行政局公務員部福利課事務連絡）、「組合員等からの暴力等を受けた被扶養者の取扱い等について」（令和3年3月31日総務省自治行政局公務員部福利課事務連絡）等の取扱いに遺漏のないよう適切に対応すること。

第3 長期給付に関する事項

- 1 長期給付については、平成27年10月の被用者年金の一元化に伴い、公務員の厚生年金への加入及び「年金払い退職給付」制度が創設されたところである。共済組合においては、いわゆるワンストップサービスの実施や2以上の種別の被保険者期間を有する者に係る在職支給停止等の各種事務手続について、共済情報連携システムを効果的に活用すること等により、引き続き遺漏のないよう適切に対処するとともに、年金制度全般に対する職員の理解の一層の促進を図ること。
- 2 組合員原票の移管、全組合員期間に係る標準報酬（給与）記録の管理、国民年金制度における第3号被保険者の届出経由、基礎年金の支払い、加給年金額対象者のデータ管理、併給調整に関する情報交換並びに雇用保険給付及び老齢厚生年金に係る調整対象者の調査把握等の事務処理について、遺漏のないよう努めること。
- 3 長期給付に係る事務処理については、年金事務機械処理標準システム、住民基本台帳ネットワークシステム等の活用により事務の省力化及び迅速化を一層推進し、年金受給者の便宜に一層配慮すること。
- 4 年金の支給額の誤りを防止するため、年金の裁定、決定及び改定並びに

支給に当たっては、職員の事務分担及び責任の所在を明確化し、職員相互間及び管理監督者のチェック方法を再検討するなど、その管理体制及び運用の両面から適正を期すとともに、受給権者の生存の事実等の現況を正確に把握し、過誤払いの防止に努めること。

- 5 「令和7年度税制改正の大綱」（令和6年12月27日閣議決定）において、所得税の基礎控除の引上げを行うこととされ、この見直しに伴い、公的年金等に係る源泉徴収税額の見直し等、所要の措置を講ずることとされた。今後、これに関連する法案が成立し、関係規定が施行された場合には、共済組合において年金受給者の公的年金等に係る源泉徴収事務を適切に実施すること。
- 6 年金の支給事務の実施に当たっては、被用者年金一元化に係る実施機関が複数あるため、当該共済組合における事務の遅滞等により他の実施機関における年金の支給事務に影響が及ぶことのないよう適切に対応すること。
- 7 組合員及び年金待機者の利便性の向上並びに将来の年金請求に係る意識付けを図るため、インターネットを効果的に活用し、本人への年金情報提供を適切に行うこと。
- 8 住民基本台帳ネットワークシステムの利用に当たっては、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）等の関係法令を遵守するとともに、当該システムの利用により受領した本人確認情報（氏名、住所、個人番号等）については、適切に管理すること。また、地方公共団体情報システム機構が作成・提供するセキュリティチェックリストによる自己点検を通じて、必要な対策の見直し等を行い、セキュリティの維持向上を図ること。
- 9 年金制度に対する信頼を確保するため、年金受給者に対するサービスの一層の向上に努めること。例えば、年金決定請求書のターンアラウンド方式化等、年金受給者等に提出を求める書類について法令の規定の範囲内で提出する者の便宜に十分配慮したものとし、給付の決定内容の通知及び振込金融機関の取扱いについて可能な限り受給者の便宜に配慮すること。
- 10 施行規程第164条の9又は第164条の10の規定に基づき、組合員等に対して発出した通知が当該組合員等の住所不明等の理由により返送された場合には、当該組合員等に通知が届くよう可能な限りの手段を講じること。

- 11 「積立金の管理及び運用が長期的な観点から安全かつ効率的に行われるようにするための基本的な指針」（平成26年総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省告示第1号）、共済組合が定める基本方針等に基づき、適切に積立金の管理及び運用を行うこと。

また、積立金の運用に当たっては、適切な資金運用計画を作成し、社債等については取得後も適格格付機関からの格付を確認するなど、運用対象商品の特性等に留意しつつ、常に金融市場の動向に注意を払いながら、最新かつ正確な情報を迅速に分析し、的確な判断を行うこと等により、長期的な観点から安全かつ効率的な運用に努めること。

第4 保健事業に関する事項

- 1 保健事業については、短期給付事業の財政状況にかんがみ、組合員等の健康教育、健康相談、健康診査等のメンタルヘルスを含む健康の保持増進に資する事業を重点的に行うこと。事業の実施に当たっては、「地方公務員共済組合におけるデータヘルスの取組に係る留意事項について」（令和5年12月27日総行福第226号総務省自治行政局公務員部福利課長通知）に基づき、共済組合、所属所、組合員等ごとに、生活習慣の状況、健康状態、医療機関への受診状況、医療費の状況等を適切に把握した上で、組合員等の健康状態等の分類に応じて効果が高いと予測される事業を実施するよう努めること。

また、データヘルス計画については、共通評価指標も参考に、自組合の事業の実施率やリスク保有者割合の状況を客観的に捉えるとともに、他の医療保険者との相対比較をしながら、目標が達成されるよう継続的に事業の見直しを図り、PDCAサイクルに沿った事業実施に努めること。

なお、地方公務員等共済組合法第112条第3項に基づき、地方公共団体等に対し、組合員等に係る健康診断に関する記録の写しの提供を求めることが可能であることに留意すること。

- 2 (1) 人間ドック、がん検診、生活習慣病検診等、疾病予防に資する事業については、特定健康診査及び特定保健指導（以下「特定健康診査等」という。）の実施と併せて、地方公共団体における厚生事業と共同で実施するなど、その充実に努めること。

なお、特定健康診査等の実施に当たっては、厚生労働省が全保険者の特定健康診査等の実施率を公表していることに留意すること。

また、がん検診のうち子宮頸がん検診及び乳がん検診については、「第5次男女共同参画基本計画」において、地方公務員については、

地方公共団体が実施する子宮頸がん検診・乳がん検診に関し、女性職員が受診しやすい環境整備を行うことが求められている。このことを踏まえ、共済組合においても、共済組合が実施する疾病予防に資する事業における子宮頸がん検診・乳がん検診について、受診率の向上のために女性職員が受診しやすい環境整備を行うよう適切に対応すること。

(2) 地方公共団体が事業主として実施する健康診断の内容と十分に調整を行うとともに、当該健康診断を地方公共団体からの委託等により実施する場合には、当該地方公共団体に対して適正な費用負担を求めること。

3 組合員の健康の保持増進のためには、共済組合と事業主である地方公共団体等が積極的に連携し、疾病予防や健康づくりに関する事業を効率的・効果的に実施するコラボヘルスの取組が重要であること。なお、その実施に当たっては、「地方公務員共済組合におけるデータヘルスの取組に対する連携・協働の推進について」（令和5年12月27日総行福第227号総務省自治行政局公務員部福利課長通知）に基づき、健康スコアリングレポートや医療費データの分析結果等を地方公共団体等に説明し、健康課題を把握させ、保健事業の必要性に対する理解を促進すること。

4 保健事業については、後期高齢者支援金の加算・減算制度において、加算対象となる実施率の基準が過去の実績を踏まえて毎年度設定されることとなった一方で、予防・健康づくりや医療費適正化に取り組む保険者に対するインセンティブがより重視されている。短期給付財政の安定化・健全化という観点から、特定健康診査等の実施率の向上等に加え、糖尿病等の重症化予防・がん検診・後発医薬品の使用促進等、制度の枠組みに沿った事業の積極的な実施に努めること。

5 過労死等防止対策推進法（平成26年法律第100号）において、国及び地方公共団体は、過労死等のおそれがある者、その親族等が過労死等に関し相談することができる機会の確保等、過労死のおそれがある者に早期に対応し、過労死等を防止するための適切な対処を行うものとされている。このことを踏まえ、電話による健康相談や、臨床心理士・カウンセラーの面談によるメンタルヘルス相談等、組合員等の利用推奨を図るとともに相談体制の充実に努めること。

6 宿泊施設利用助成事業については、公務出張における宿泊では助成券を

利用することができないこと等、助成券の利用範囲等について組合員に十分周知すること。

また、利用が特定の組合員に偏ることがないように助成の在り方について十分留意するとともに、不正利用を防ぐための交付手続の厳格化、契約施設での組合員等であることの確認の徹底その他の方策を実施することにより、事業の適切な実施の確保に努めること。

第5 宿泊事業（保健事業として実施しているものを含む。）に関する事項

1 宿泊施設の運営に当たっては、「旅館業の振興指針」（令和2年厚生労働省告示第52号）を踏まえ、旅館業法（昭和23年法律第138号）、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）、アレルギー疾患対策基本法（平成26年法律第98号）、食品衛生法（昭和22年法律第233号）、消防法（昭和23年法律第186号）、健康増進法（平成14年法律第103号）等の関係法令の規定を遵守すること。

2 宿泊施設は、本来、組合員の福祉を増進することを目的としており、その利用については、組合員を中心とすべきものである。組合員のニーズに沿ったサービスの展開や、組合員をはじめとした顧客に対する積極的なPRを通じて効率的な利用に資する努力を行うとともに、弾力的な料金設定や施設職員の研修の充実による接客サービスの向上等により、組合員を中心とする利用率の向上を図ること。

3 宿泊施設の運営については、組合員のニーズを踏まえることはもとより、施設の経営の実態を的確に把握し、需要の動向、経営環境の変化等の的確な分析に基づき、適切な経営計画を策定することや今後の経営見通しを明らかにすることにより計画的に取り組むこと。併せて、関係者に対する丁寧な説明や周知を適切に行うこと。

また、運営委託費の見直しや業務委託等の推進による人件費等の経費の削減、利用率を向上するためのサービスの拡充や利用料金の見直し等による収入の増加を図り、安易に保健経理からの繰入金等で不足金を賄うことのないよう、独立採算の確保により一層努めること。

4 今後の経営見通しについて検討した結果、現状のままでは経営が困難である施設や他経理からの繰入金及び借入金が必要となり独立採算の確保が困難と見込まれる施設については、外部の専門家に委託して経営

診断を実施すること等によりその原因の分析を行い、抜本的な経営改善対策又は施設の存廃について十分に検討し、速やかに所要の措置を講ずること。

この場合、組合員のニーズ若しくは事業の意義が低下し、又は著しい不採算に陥っている施設は整理すること。

併せて、関係者に対する説明や周知を適切に行うとともに、施設を整理する場合は、従業員に対する退職後の就業支援を行うなど、必要な対応を行うこと。

- 5 施設運営の一部又は全部を委託する場合は、以下の点に留意すること。
 - ① 委託先の選定に当たっては一般競争入札を原則とし、これにより難しい場合にあっては、競争性、公平性、透明性等が十分に確保される方法によること。
 - ② 委託先から、事業報告書及び決算書のほか、施設の経営分析に必要な情報や委託先の業務体制や業務内容に関する資料について定期的に報告を求め、委託によるサービスの向上やコストの削減が図られているか、十分に精査すること。
 - ③ 委託契約は適切な期間を定めて締結するとともに、現委託先との契約を安易に継続することなく、業績の評価を行った上で、適宜見直しを行うこと。
 - ④ 委託先の経営状況についても定期的に報告を求めるなど、常に安定した施設運営が確保されるよう努めること。

- 6 新たな施設の建設又は増築は原則として行わないこと。また、組合員の新たなニーズに対しては民間施設の利用を基本とすること。

仮に施設の改良を行う場合には、地元の経済団体、旅館組合等との調整をよく行い、民間施設と競合しないよう配慮すること。

また、施設の改良又は改修を行う場合には、有効性及び効率性の観点から、費用に見合った効果が得られるかどうか十分に検証した上で、十分な自己資金を含めた資金計画を立てること。

第6 貯金事業に関する事項

最近における経済及び金融情勢の動向にかんがみ、支払利率の設定に当たっては、慎重に行い安全な範囲内にとどめること。また、今後の預金支払いの動向を踏まえ、将来にわたり持続可能な資金管理を行うこと。

なお、仕組債については、(1)複雑な条件が附されている、流動性に乏しく長期保有を余儀なくされるなどリスクの高いものを資産に組み入れない

こと、(2)これら以外のものについても、資産への組入れ割合を十分に考慮することに留意するとともに、現に保有するハイリスクな仕組債については、時機を見て適宜処分すること。

第7 貸付事業に関する事項

- 1 資金の貸付けについては、年度間を通ずる的確な資金計画の作成、期末・勤勉手当からの償還制度の活用等により資金の効率的運用を図ること。
- 2 貸付けの実施については、貸倒れ事故防止のため、借入申込時にその内容、借受人の償還能力等について共済組合が十分調査するなど、貸付要件の厳格化及び事前審査の充実を図るとともに、未償還元利金の回収に努めること。
- 3 災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けた自然災害の被災者から「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」（平成27年12月25日自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン研究会公表）による債務整理の申出があった場合の取扱いについては、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインについて」（平成28年12月8日総行福第212号総務省自治行政局公務員部福利課長通知）により運用しているところであり、引き続き遺漏のないよう対応すること。
- 4 財形住宅貸付制度については、子育て中の組合員に対し貸付利率を引き下げる特例措置や自然災害により住宅に被害を受けた組合員に対する貸付利率の引き下げ等、その制度の周知に努めるとともに、他の住宅資金貸付等についても必要に応じ資料を提供するなど、組合員の生活の安定に資するよう配慮すること。

第8 物資事業に関する事項

- 1 物資事業の実施に当たっては、事業内容について十分検討を行うとともに、組合員の意向を勘案した適切な方法により行うこと。この場合における物資の供給については、共済組合、組合員及び業者との三者間の契約によつてのみ行うこと。なお、事業の実施に当たっては、的確な運営を行い、独立採算の確保について十分に留意すること。
- 2 物資事業に関する事故を防止するため、事務所に多くの現金等を保管せ

ず、口座への振込みをこまめに行うとともに、持ち出しが容易な金庫への保管を避けるなど、現金等の適切な管理を徹底すること。

- 3 物資購入票の不正利用対策として、所属所における物資購入票の管理等を厳格化するとともに、組合員に対して利用方法等の周知徹底を図り、事業の適切な実施の確保に努めること。

第9 事業計画及び業務経理予算の作成に関する事項等

- 1 事業計画の策定に当たっては、効率的な事業計画に資するよう、経理ごとに、あらかじめ年度間、四半期及び月間を通ずる資金計画を立てること。
- 2 共済組合の人件費等、事務に要する経費については、地方公務員等共済組合法に基づき、地方公共団体の負担等により賄われている。地方公共団体においては人件費を中心とする行政経費の節減が図られていることを踏まえ、その積算に当たっては、事務に要する経費の見直しを行い、より一層の節減・合理化を図ること。
- 3 業務経理予算の作成については、次のことに留意すること。
 - ① 職員給与等
職員給与等の積算に当たっては、定数又は現員のいずれか少ない方で積算すること。
併せて、退職給与引当金については、前事業年度末において計上すべき退職給与引当金の額から前々事業年度末の退職給与引当金を控除した額（当該額の計上が困難な場合は、給料年額の1/2分の2以上の額）を計上すること。
 - ② 厚生費
健康診断に要する費用のみを計上すること。
 - ③ 事務費
事務費については、原則前年度の予算額を超えることのないよう見直しを行い、必要最小限の額を計上すること。
 - ④ 上記第1から第8までに掲載されている内容を踏まえ、所要の経費を計上すること。